

介護予防訪問リハビリテーション料金表

加算利用料（保険給付の一割負担分）

費目	金額	加算単位	内容の説明
介護予防 訪問リハビリテーション費	341円	1回	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合（1回20分以上指導を行なった場合に、1週に6回を限度）
短期集中リハビリテーション 実施加算	222円	1日	◎退院（所）日又は要支援認定日から起算して1月以内の期間に行なわれた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上。 ◎退院（所）日又は要支援認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施する場合。
診療未実施減算	▲56円	1回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
事業所評価加算	134円	1月	・リハビリテーションマネジメント加算を算定していること ・指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員数が10名以上であること など
12か月超減算	▲6円	1日	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	7円	1回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること。
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	4円	1回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること。

※厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合、いずれかの料金が加算されます。

●上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

その他の費用

項目	金額		内容の説明
交通費(対応地域以外)	100円	片道	概ね15km <u>未満</u>
	200円	片道	概ね15km <u>以上</u>
キャンセル料	無料		サービス利用日前々日まで
	利用者負担の50%		サービス利用日の前日まで
	利用者負担の100%		サービス利用日の前日まで当日